

福島県ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金
よくある御質問

Vol.2
R7.1.30

…今回追加分

分類	No.	質問	回答	備考
システム全般	1	いま使っている介護ソフトは、システムに対応するのか知りたいです。	国民健康保険中央会が公表している「ベンダー試験が完了している介護ソフトの一覧」を御確認ください。 国保中央会の下記URLのページの最下部に、最新の<ベンダー試験結果>が掲載されています。R6.12.17現在、計71種の介護ソフトのベンダー試験が完了しています。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html	Vol.1 (R7.1.23)
システム全般	2	利用にあたってランニングコストはどの程度ですか。	1年ごとにライセンス料21,000円がかかります。それ以外は、お使いの介護ソフトがシステムに対応していれば、新たな経費は生じない想定となっています。 一方、システムを活用したデータ連携により、これまでケアプランのやり取りに要していた郵送やFAXの通信費が削減できることとなります。	Vol.1 (R7.1.23)
補助金全般	1	モデル地域外にあるA事業所とケアプランのやり取りをしています。自分の事業所はモデル地域内です。A事業所は補助金の対象となりますか。	モデル地域外に所在する事業所は補助金の対象としておりません。 ただし、 ①モデル地域内で指定+原発事故等の影響により対象地域外で運営 ②モデル地域外で指定+対象地域内で運営 のいずれかに当てはまれば、対象といたします。 詳しくはお問合せください。	Vol.1 (R7.1.23)
補助金全般	2	近々、モデル地域内から地域外へ事務所を移転する予定があります。今年度の補助金を申請できますか。	移転前に申請いただければ補助対象ですが、移転後であれば今年度の補助金の申請はできません。	Vol.1 (R7.1.23)
補助金全般	3	当法人は、このシステムが開始した令和5年4月から自費で利用しています。後から始める事業所に補助するのは不公平ではないでしょうか。	システムの利便性や意義について、いち早く御理解いただきありがとうございます。今回の補助対象とならず大変申し訳ありません。御容赦の上、引き続きシステムの活用をお願いいたします。	Vol.2 (R7.1.30)
ライセンス料	1	当法人は、居宅介護支援と訪問介護の2つの事業所を運営しています。 システムの利用はそれぞれの事業所が行うこととなりますか。ライセンス料や補助金はどちらですか。	システムは、国保中央会あて、事業所番号ごとに利用の申込みをしていただくこととなり、ライセンス料も利用単位でかかります。 補助金は、ライセンス料を全て計上して法人がまとめて申請してください。 御質問の例ですと、居宅と訪問の事業所番号が別であれば、システム利用はそれぞれに申し込んでいただき、補助金は2事業所分を1本(19,000×2=38,000円)にして、貴法人が申請してください。	Vol.1 (R7.1.23)

分類	No.	質問	回答	備考
ライセンス料	2	ライセンス料の支払手続きは、誰が行うこととなりますか。	ライセンス料は、システム利用を申し込んだ事業所が国保中央会へお支払いいただくこととなります。支払方法は、介護給付費等からの差し引き(控除)となります。	Vol.1 (R7.1.23)
ライセンス料	3	システムの利用申込をしていますが、補助金の申請はできますか。	システムの利用開始を確認させていただくため、利用申込を済ませてから補助金申請をお願いします。 なお、利用申込後に一定時間経過後に取得できる「ライセンス料請求書」を添付して申請してください。	Vol.1 (R7.1.23)
ライセンス料	4	ライセンス料の支払いが終わっていませんが、補助金の申請はできますか。	ライセンス料の支払い(介護給付費等からの差し引き)の前に、補助金を申請いただいて結構です。添付書類として、電子請求受付システム(https://www.e-seikyuu.jp/)から取得できるライセンス料請求書を御提出ください。	Vol.1 (R7.1.23)
ライセンス料	5	ライセンス料の補助は1年分ですか。1年経過後はどうなりますか。	ライセンス料の補助は、1年間分(年間ライセンス料21,000円の消費税抜き額19,000円)となります。1年後の更新時からは、事業所にてご負担いただきます。	Vol.2 (R7.1.30)
介護ソフト導入経費	1	前から検討していた介護ソフトに入替しようと思います。補助金の対象になりますか。	現在お使いの介護ソフトがシステムに対応している場合、補助の対象となりません。 ただし、ベンダー試験の3区分のうち、1区分または2区分しか完了していない介護ソフトから、3区分全て完了している介護ソフトへ変更する場合は補助対象となります。	Vol.1 (R7.1.23)
介護ソフト導入経費	2	介護ソフトの補助金のみを申請してもよいですか。	システムの利用開始を確認させていただくため、ライセンス料も補助金申請をお願いします。	Vol.1 (R7.1.23)
介護ソフト導入経費	3	介護ソフトはいつまでに導入すればよいですか。	補助金の交付決定を2月中旬に行い、介護ソフト等代金支払後の実績報告は3月上旬を締切にさせていただく予定です。期間が短いため、介護ソフトの販売会社に納品時期などを確認の上、補助金申請をお願いします。	Vol.1 (R7.1.23)
介護ソフト導入経費	4	申請要件の一つに、県や関係団体主催の説明会等において成果報告を行うことがある旨を予め承諾する、とありますが、成果報告はいつ何をするのでですか。	成果報告の機会について、現段階で具体的な場や方法が決まっているものではありません。 次年度以降、補助先の事業所のシステム活用状況についてヒアリングさせていただき、関係団体等の意向などを踏まえて成果報告の機会を設定させていただくことがある旨、申請段階において御承知おきください。実際に行う際には事前相談させていただきます。	Vol.1 (R7.1.23)

分類	No.	質問	回答	備考
介護ソフト導入経費	5	介護ソフト導入の申請額の上限はありますか。	上限は設けておりません。ただし、予算の範囲内での補助となるため、要件を満たしていた場合でも、申請額どおりの交付決定となるとは限りませんので御承知ください。	Vol.2 (R7.1.30)
介護ソフト導入経費	6	介護ソフト導入時にメーカーから操作の説明を受けます。導入費用として請求されることとなるのですが、この経費も補助金の対象となりますか。	納品完了前の動作確認の一環と考えられますので、導入経費に含めて構いません。	Vol.2 (R7.1.30)
介護ソフト導入経費	7	介護ソフトについて、連携先の事業所数を5割以上とすることとして補助金を申請しますが、連携先の事業所で予定どおりにシステム利用が進まず、もし今年度内に5割を下回った場合、補助金の返還となりますか。	連携先を5割以上とすることは、補助金申請時において必要な要件としてあります。 相手方の事業所の都合などで、年度内の実績報告時にそれに達しない場合も考えられるため、実績報告書においては連携先の割合の報告は求めておりません。 ただし、連携先に予定していた事業所に対しては、システム利用について継続的にお声かけをお願いします。	Vol.2 (R7.1.30)
			(順次追加)	